申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容特定	子ども・子育て支援施設等の確認
		も・子育て支援法第58条の2
所 管		も未来部保育課運営支援係
審	関係条項	
査	第 第 に	ども・子育て支援法第58条の2 三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところ より、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又 事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
基	基 準 (未設定の場 合はその理由)	
	参考事項	
準		
		7年1月1日設定
期標準	標準処理期間 30 (未設定の場	
準処	合はその理由)	
間理		7年1月1日設定